

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六 一三）の一部を次のように改正する。

第三条中「東部保健福祉局、総合県民局、保健所、診療所及び精神保健福祉センター」を「診療所、精神保健福祉センター及び保健所」に改める。

第四条中「、東部保健福祉局、総合県民局、保健所」を削り、「こども女性相談センター」を「環境保全室、こども女性相談センター」に、「家畜防疫衛生センター」を「保健所」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（医療職給料表(三)の適用範囲）

第五条 医療職給料表(三)は、危機管理政策課に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員（美波地域連携事務所又は美馬地域連携事務所の所在地に駐在し、健康危機管理業務に従事する職員に限る。）並びにこども女性相談センター、徳島学院、診療所、総合看護学校、精神保健福祉センター、障がい者相談支援センター、発達障がい者総合支援センター及び保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

（特定獣医師職給料表の適用範囲）

第六条 特定獣医師職給料表は、安全衛生課、畜産振興課、食肉衛生検査所、動物愛護管理センター、保健所及び家畜保健衛生所に勤務し、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第二条第一項の規定により派遣され、公衆衛生業務又は家畜保健衛生業務に従事する獣医師である職員に適用する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。